京都学園大学・京都先端科学大学同窓会○○支部会則（例）

（名称）

第１条　本会は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会○○支部と称する。

（目的）

第２条　本会は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本部」という。）との連携を密にし、併せて支部会員相互の親睦を図るとともに、京都先端科学大学及び同窓会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）総会、親睦会、講演会等

（２）本部との連絡に必要な事項

（３）その他必要な事項

（会員）

第４条　本会の会員は、京都学園大学及び京都先端科学大学卒業生で、○○地方（○○県、○○県、〇〇県）に在住または勤務する者で組織する。

（役員とその選出）

第５条　支部に次の役員をおき、その任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（１）支部長　　　１名　　　　　　　総会において互選により選出する。

（２）副支部長　　１名　　　　　　　総会において互選により選出する。

（３）支部幹事　　若干名　　　　　　会員のなかから支部長が任命する。

２　この支部に顧問を置くことができる。顧問は会員の中から支部長が委嘱する。

（役員の任務）

第６条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）支部長　　　支部を代表し、会務を総括する。

（２）副支部長　　支部長を補佐し、支部長に事故あるときは会務を代行する。

（３）支部幹事　　会務、庶務を処理し、その他本会との連絡の円滑緊密化を図る。

（会議）

第７条　支部の会議は次のとおりとする。

（１）総会　　　　支部長が招集し、毎年１回開催する。

（２）臨時総会　　必要に応じ役員会の決議により開催する。

（３）役員会　　　必要に応じ支部長が役員を招集し開催する。

（会議の成立と議決）

第８条　総会は、総会開催通知による当日の出席者をもって成立し、役員会は、役員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状による出席を認める。

２　会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、支部長がこれを決する。

（総会）

第９条　総会における決議項目は次のとおりとする。

（１）事業報告および決算に関すること

（２）事業計画および予算に関すること

（３）役員の選任及び解任に関すること

（４）その他必要のある事項

（経費）

第１０条　支部の運営は、本部からの運営助成金、会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。

（会費）

第１１条　会員相互の親睦を図るための催しを実施する場合など、その都度必要に応じて徴収するものとする。

（事業年度）

第１２条　支部の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（異動の連絡）

第１３条　会員は転居等の異動があった場合は、役員まで連絡するものとする。

（会則の改正）

第１４条　会則は総会の決議により改正することができるものとする。

（その他）

第１５条　会則に定めのない事項については、役員会で協議し執行できるものとする。ただし、当該事項については、総会において報告するものとする。

附則

１　本会則は、令和○○年○○月○○日より施行する。

２　本会則は、決議の日から施行し、令和○○年○○月○○日から適用する。